

第9号

林業公社だより



- 経営改善推進状況のご報告
- 最近の林業の動向と公社の取り組み
- 林業公社の木材生産・販売実績
- 「島から島へ」公社材の出荷開始
- 『緑の循環』認証森林の更新
- 土地所有者の皆様へのお願い
- 編集後記

【高性能林業機械による利用間伐が進む公社造林地】

発行 公益社団法人 長崎県林業公社 2012.12.28 発行

〒854-0063 諫早市貝津町 1122 番地 6 電話 : 0957-25-0346 ファックス : 0957-25-0347
電子メール : ringyo2@dance.ocn.ne.jp ホームページ : <http://www9.ocn.ne.jp/~ringyou/>

経営改善推進状況のご報告

「林業公社第6次経営計画」に基づき、役職員一丸となり経営改善に取り込んでおります。主な改善項目の状況は次のとおりです。

分収契約の変更

契約期間及び分収割合の変更について、公社職員が直接説明に伺い、これまでにご理解、ご協力いただいた実績は次のとおりです。今後も引き続きご説明に伺いますので、ご協力をお願いします。



分収割合



期間延長

(平成24年11月末現在)

最近の林業の動向と公社の取り組み

昨年の東日本大震災による林地荒廃や林道施設等の被害が発生している中、九州地方でも台風や、豪雨等による森林被害が多発し、更なる被害の拡大が懸念されています。

このため、国土を自然災害から守り、森林の公益機能を維持、発揮していくためには更に間伐等の森林整備の推進が必要となってきます。

また、原発事故を契機として、木質バイオマスをはじめとした自然エネルギーの利用推進が注目されるようになっていきます。

林業再生プランにおいては、地域の特徴ある取組の促進等により今まで以上に再生可能エネルギーとして木質バイオマス資源の安定的な供給体制の構築に向けたガイドラインが示されました。

これをうけて、これまで林地残材としていた未利用材をバイオマスエネルギーとしての有効活用の取組がはじまっております。

「育てる時代から利用の時代」を迎える林業公社は「森林機能の維持と木材生産との調和」を基本方針とし、国の林業再生プランの国産材自給率50%に対応すべく木材安定供給に取り組んでおります。

また、自然エネルギー源として未利用材の有効活用にも取り組み、環境に配慮した森林整備より公益的機能の維持増進を図って皆様のご期待に応えられるよう努めて参ります。



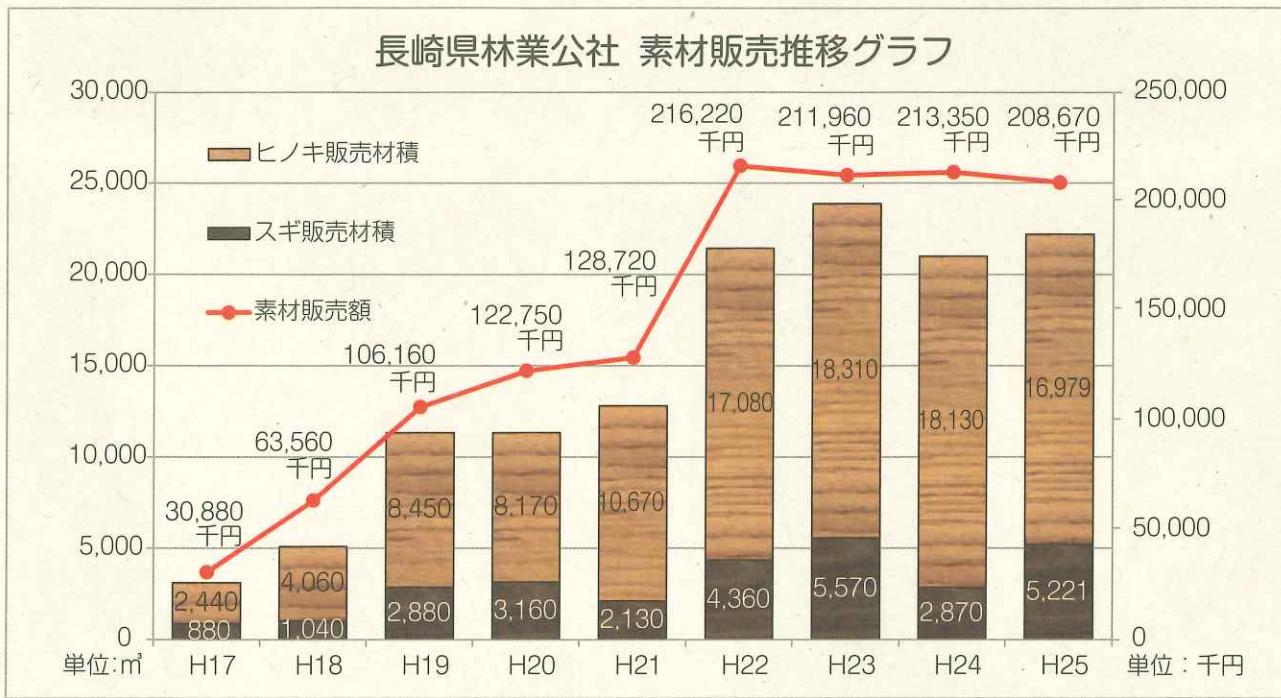
林業公社の木材生産・販売実績

平成23年度は、欧州危機に端を発した超円高・ユーロ・ドル安による国産製材品需要の減少等により記録的な暴落が発生し、厳しい市況となりましたが、現在は製材品の動きも回復し、原木市況も昨年の中止近くまで回復してきております。

林業公社の販売実績は、利用間伐等により23,900m³の素材を生産し、販売額は2億1千2百万円となりました。

主な販売先は、木材市場へ59%、製材工場へ24%、チップ工場等へ15%（小径木、曲木等）海外輸出2%（トライアル）の割合となっています。

平成24年度においても、計画に沿った木材の安定供給に取り組んでまいります。



※H24年度、H25年度は計画数値

「島から島へ」スギ材の販売を開始しました。

対馬から天草（熊本）へ なぜ天草に……。

熊本県は九州でも有数の木材生産地です。

しかし、天草はその主要生産地から遠く離れ、木材輸送費の問題がありました。

木材生産地の山からは遠いが、海はすぐ近く、この悪条件（？）を逆手に海から木材がやってきたらおもしろいと思いついた天草のある製材工場の社長。

対馬という離島の立地条件であるため、海上輸送での販路拡大を模索していた林業公社。

この2社が共通の課題、共通の目的、そして互いのメリットを模索した結果、平成23年より「ながさき・あまくさスギ材取引協定」を締結し木材海上輸送による取引を開始しました。

今後も更なる販売量の増大と販路拡大に取り組んでまいります。



天草へ出荷した公社材

『緑の循環』認証森林（SGEC）の更新について

林業公社が森林認証を取得してから5年が経過し、この度更新の審査を受け、適正な森林環境の保全に取り組んでいると認められましたので、更新をすることができました。

森林認証制度とは、世界的に推奨されている持続的可能な森林管理の考え方をもとに、日本の現状にあわせてつくられた国際性を持つ基準です。

日本の森林環境を守る「緑の循環」七つの基準

- ・基準一 認証対象森林の明示およびその管理方針の確定
- ・基準二 生物多様性の保全
- ・基準三 土壤および水資源の保全と維持
- ・基準四 森林生態系の生産力および健全性の維持
- ・基準五 持続的森林経営のための法的、制度的枠組み
- ・基準六 社会、経済的便益の維持および増進
- ・基準七 モニタリングと情報公開

SGECのしくみ

SGECには、「持続可能な森林経営」が行われている森林を認証する「森林認証システム」と、認証森林から産出された林産物を明確に分別・表示管理することができる事業体を認定する「認証林産物流通（分別・表示）システム」があります。



お願い

・林業公社と契約しております土地について、相続等により所有権の移転が発生した場合、または、住所を変更された場合は、その旨下記の事務所へご連絡をお願いします。

(本社事務所) 〒854-0063 諫早市貝津町 1122-6

電話 0957-25-0346 ファックス 0957-25-0347

(対馬事務所) 〒817-8520 対馬市巖原町宮谷 224

電話 0920-52-0551 ファックス 0920-52-0884

(県北事務所) 〒857-0312 北松浦郡佐々町市場免 3-3 電話 0956-62-2816 ファックス 0956-62-2816

お知らせ

平成24年6月1日から公益社団法人へ移行しました。名称のとおり社会的信用を高めるよう役職員一丸となって職務に精励してまいります。

編集後記

高木（スギ・ヒノキ）が集団として存在できる限界は、緯度の高・低によって差が見られますが、標高およそ2,600mが《森林限界》と言われております。（富士山の七合目付近）

人間の社会でも、最近よく《限界集落》といった言葉を耳にしますがこれは65才以上のお年寄りがその集落の半数を超える、冠婚葬祭や山の手入れといった住民の互助機能が消滅寸前の集落を指します。

地元に雇用の場がなく、都市へと若者が流出し高齢化の波が全国的に押し寄せています。

この《限界集落》に歯止めをかけるためには地場産業の発展が不可欠となりますが、現実はどの地方も厳しい状況となっています。

林業公社においては、森林整備を通して林業後継者の育成と、雇用の創出を図り、地域経済の活性化に少しでも貢献できるよう努めてまいります。



※この用紙は、日本の森林を育てるために間伐材を積極的に使用しています。



再生紙を利用しています。